



事 務 連 絡  
令和元年 11 月 11 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

「コンタクトレンズの適正使用に関する小・中学生への教育について」  
教育用資料の公表について

今般、大阪府健康医療部長より、別添のとおり大阪府薬事審議会医療機器安全対策推進部会において、コンタクトレンズの適正使用に関する低年齢層向け教育用冊子、教育用冊子と対になる教育用スライド及び教育内容を整理した教育者向け資料が取りまとめられた旨の連絡がありましたので、情報提供いたします。

なお、本資料については、大阪府健康医療部薬務課のホームページから入手可能であることを申し添えます。

「コンタクトレンズの適正使用に関する小・中学生への教育について」

URL : [http://www.pref.osaka.lg.jp/yakumu/kiki\\_taisaku/contact\\_kyoiku.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/yakumu/kiki_taisaku/contact_kyoiku.html)



別添

薬第 2314 号

令和元年 11 月 11 日

厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課 御中

大阪府健康医療部長

「コンタクトレンズの適正使用に関する小・中学生への教育について」  
教育用資料作成のお知らせ

日頃から、大阪府健康医療行政の推進にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

また、大阪府薬事審議会医療機器安全対策推進部会の活動にご協力いただき、心より御礼申し上げます。

このたび、当部会及び同ワーキンググループにおいて調査検討し、「コンタクトレンズの適正使用に関する小・中学生への教育について」を取りまとめ、別添のとおり、教育用資料を作成しましたのでお知らせします。

また、当該資料は本府ホームページにも掲載し、ダウンロードしてお使いいただける旨、申し添えます。

<添付資料>

- ①コンタクトレンズを「はじめて使う」をポイントにした低年齢層向け教育用冊子
- ②教育用冊子と対になる教育用スライド
- ③教育内容を整理した教育者向け資料

<ホームページ>コンタクトレンズの適正使用に関する小・中学生への教育について

URL : [http://www.pref.osaka.lg.jp/yakumu/kiki\\_taisaku/contact\\_kyoiku.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/yakumu/kiki_taisaku/contact_kyoiku.html)

※当ホームページはリンクフリーです

大阪府健康医療部薬務課製造審査グループ  
〒540-8570  
大阪府大阪市中央区大手前二丁目1番22号  
TEL : 06-6944-6305 (直通)  
FAX : 06-6944-6701  
担当 : 井上、栗原、奥村、鶴村  
E-mail : yakumu\_kikibukai@gbox.pref.osaka.lg.jp